

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 弥藤吾行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p> <p>同市江波字下北浦一六番八〇</p>	<p>熊谷市弥藤吾字東王子四八四番 一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・〇五 二四・四三</p>	<p>六・二七 一四・二九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇五五・七〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事である。</p>		<p>備 考</p>